

# 令和6年度秋田県国土利用計画審議会 議事録

開催日時 令和7年2月3日（月）  
午後1時30分から午後2時20分まで

開催場所 秋田県議会棟2階 特別会議室

出席委員	日野 智 会長	加藤 エリ子 委員
	小松 佳和 委員	青木 満 委員
	笠井 みち子 委員	竹田 勝 美 委員
	山陰 逸郎 委員	戸松 清一 委員

## 令和6年度秋田県国土利用計画審議会

司会

(木内チームリーダー)

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度秋田県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日はご多忙の所、秋田県国土利用計画審議会にご出席くださいまして誠にありがとうございました。私は本日司会を務めさせていただきます、秋田県建設部建設政策課用地チームのチームリーダーの木内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。すみませんが、座ってお話を進めさせていただきます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、テーブルの上に配付させていただいております、資料は3点ございます。1点目は出席者名簿、2点目は席図、3点目は第六次秋田県国土利用計画の策定について、と記載されてございます資料となっております。この資料については、審議会の最後に事務局より説明させていただきます。

次に、事前に送付しております資料は3点ございます。1点目は、今回審議していただく秋田県土地利用基本計画の変更について（案）の資料です。2点目は、参考資料①でございまして、今回の変更案件の参考資料となっております。3点目は、参考資料②でございまして、審議会委員名簿、関係法令等及び土地利用基本計画制度の概要が記載された資料となっております。以上が配付している資料となります。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

まず始めに、審議会委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。委員総数11名の内8名のご出席となります。従いまして、秋田県国土利用計画審議会審議会条例第6条第3項に規定する会議の開催に当たっての定足数を満たしております。また、本審議会は秋田県国土利用計画審議会運営規程第4条の規定により、原則公開となっておりますが、本日は傍聴の申出はございません。

では、開会にあたりまして秋田県建設部建設政策課和田課長よりご挨拶を申し上げます。

和田課長

建設政策課長の和田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

本日はお忙しい中、秋田県国土利用計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

和田課長

また、委員の皆様におかれましては、日頃から県政の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

秋田県国土利用計画審議会は、国土利用計画法に基づいて設置されている県の附属機関でありまして、その主な役割は、長期的な構想で県土利用の将来像を示す国土利用計画を定める場合や、その国土利用計画を基本とする土地利用基本計画を変更する場合の審議などでありまして、大切な役目を担っております。

本日ご審議いただく土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別規制法による土地利用計画の上位計画として位置づけられており、個別規制法による土地利用計画区域を変更する際には、予め、この土地利用基本計画の区域変更を行う必要があり、その変更案についてご審議いただくものでございます。

土地は県民の生活や経済活動の共通の基盤であり、適正な土地利用の推進が不可欠であります。委員の皆様には、県土の適正かつ有効な利用の推進という視野からご審議いただければと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

(木内チーメリーダー)

本日ご出席の委員、県の各課職員につきましてはお手元の出席者名簿に記載のとおりでありますので、紹介は省略させていただきます。

では、議事にはいらせさせていただきます。議事の進行は審議会条例第6条第2項に基づきまして、日野会長にお願いいたします。日野会長よろしくお願ひいたします。

議長

(日野会長)

はい、秋田大学の日野と申します。本日も委員の皆様には進行にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

始めに審議会の運営規定第5条に基づきまして、本日の議事録に関する署名人を指名する必要がございますが、青木委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事にはいりたいと思います。議事の（1）秋田県土地利用基本計画の変更案について、こちら事務局からご説明をお願いいたします。

事務局  
(佐々木主事)

事務局を担当しております建設政策課用地チームの佐々木です。昨年に引き続き国土利用計画法関係を担当させていただいております。私は、土地利用基本計画制度の概要と今回の土地利用基本計画の変更案について説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、変更案を説明させていただく前に、改めて、国土利用計画審議会の所掌と権限、審議事項及び土地利用基本計画について説明させていただきます。

参考資料②をご覧ください。

こちらは、関係条文や土地利用基本計画制度の概要をまとめた資料となっております。ページをめくっていただき 8 ページ下の 2 土地利用計画審議会の所掌と権限についてご覧ください。

国土利用計画審議会は、国土利用計画法第 38 条第 1 項に基づいて都道府県に設置される附属機関であります。法によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し、重要な事項を調査審議することとされております。

法律によりその権限に属された事項としては、下の①から③までの 3 点がございます。①都道府県が都道府県国土利用計画を定める（変更する）場合。②都道府県知事が市町村国土利用計画について、必要な助言または勧告をする場合。③都道府県知事が土地利用基本計画を定める（変更する）場合に意見を述べる場合。

土地利用の指針となる県の国土利用計画につきましては、現在第六次計画の改定作業に着手しております。令和 7 年度末を目途に作業を進めて参ります。なお、本日は③の土地利用基本計画の変更する場合での審議となっております。

次の 9 ページに進みまして、3 審議会の役割（意義）について説明させていただきます。土地利用基本計画は、土地取引規制の基準としての役割を果たすものとされていることからも、地域住民の意向を計画に反映されるよう制度上担保されていることが必要であります。

そのために、法第 9 条第 10 項（第 14 項）により、土地利用基本計画の策定、変更に係る地域住民の意向を反映させるための制度上の担保として、市町村長からの意見聴取と合わせ、当審議会の意見を伺うこととなっております。

事務局  
(佐々木主事)

委員については、土地利用基本計画が適正かつ合理的な土地利用を図るため、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に留意し策定することを必要とする性格に鑑みて、広く各方面の意向が審議に反映されるよう配慮することとなっており、国土の総合的かつ計画的な利用について調査審議することにより総合調整機能を果たす役割を有する審議会です。

続いて4 土地利用基本計画の策定（変更）における審議事項についてですが、審議事項としては2点ございまして、1点目は、土地利用規制や開発行為の許認可等の対象となるべき区域として都市地域や農業地域などの五地域の指定が妥当かどうか、という点です。この五地域につきましては、後ほど説明いたします。2点目は、各個別法の諸計画との総合調整がなされているか、という点です。

これらが土地利用基本計画の変更案件についての審議会の審議事項とされています。

資料1 2ページをご覧ください。

左上をご覧ください。土地利用基本計画の概要についてご説明いたします。

土地利用基本計画は、計画書と計画図で構成されており、計画書は、国土利用計画の基本方針内容を記述した土地利用の基本方向と、各個別規制法による五地域区分の重複地域の調整指導方針とで構成されています。

計画図は5万分の1の地形図に、五地域を一括して図面表示しているものであります。

計画図につきましては、20年ほど前までは紙に印刷したものを県で作成して関係各所に配付しておりましたが、現在は国土交通省が提供する土地利用調整総合支援ネットワークシステム、通称LUCKYシステムという各都道府県の計画図を電子化してインターネット上に公開しているものを利用しております。

次に、ページの下段には、土地利用基本計画で定める五地域と、個別規制法で対応するそれぞれの計画区域を対比して表示しております。

例えば、土地利用基本計画でいう都市地域は、都市計画法で定められている都市計画区域と同じ区域であり、都市計画区域を変更する必

事務局  
(佐々木主事)

要が生じた場合は、あらかじめ土地利用基本計画の都市地域を変更し、相互の計画がかい離しないように運用しております。

同様に、農業地域は農振法における農業振興地域、森林地域は森林法における国有林や地域森林計画対象民有林といった各個別法の規制区域と同じ区域として運用しております。

12ページの右上をご覧ください。

機能2 行政内部の総合調整機能ということで、土地利用基本計画の総合調整については、五地域に対応する個別規制法の担当課等で構成した土地利用調整委員会で、変更が必要な案件について検討、調整を行い、それぞれの部門における問題がないことを確認のうえ、土地利用基本計画の変更案を作成し、本日の審議会へ諮問するという手続きとなっております。

ページが戻りますが、10ページをご覧ください。

土地利用基本計画の変更手続図ということで、変更手続の流れを簡単にご説明いたします。

まず初めに、国や市町村等と事前に協議しながら各個別規制法の担当課において、指定地域の変更案を作成し、その後、建設政策課でまとめて変更素案を作成いたします。

その後、先ほど説明した五地域に対応する個別規制法の担当課等で構成した土地利用調整委員会の幹事会での検討を経て計画変更素案の決定となります。その後、関係市町村や府内各課の意見聴取をしたうえで、国の各省庁とも事前調整を行っております。

そして、本日開催の国土利用計画審議会へ諮問した後に計画変更案を決定いたしまして、最後に改めて国土交通大臣へ意見聴取を行い、計画を決定するという流れになっております。

資料13ページからは、五地域の各地域指定の検討の視点、五地域と個別規制法の各地域指定の基準、重複地域の土地利用調整方針、などを資料として添付しております。最後の18ページについてですが、計画の変更における、森林地域の縮小案件の取扱いについてということで説明させていただきます。1 森林地域の縮小案件の従来の取扱い。都市計画法や森林法等の各個別法による地域・区域の変更を行う際には、上位計画としての性格上、土地利用基本計画の変更を予め行うこととしている。しかし、森林地域を縮小する場合においては、林地開発完了後に現況が森林ではなくなったものを「地域森林計画対象

事務局  
(佐々木主事)

「民有林」から除外することとなっており、審議会に土地利用基本計画の変更案件としてあがってきた時点で既に現況が森林ではないため、実質的な審議の余地がないものの、他の地域と同様に審議案件として扱っていた。2 現在の取扱いについて。森林地域の縮小案件については、既に森林法に基づく許可を経た開発行為が完了しており、また、国土利用計画法第10条において、開発行為の具体的な規制等については個別法に委ねられていることからも、審議会において審議を行う必要性に乏しい。このことから、令和2年度に審議会運営規程を改正し、森林地域の縮小案件は審議対象とせずに報告事項とし、書面で報告したことをもって審議会の意見を聴いたものとして取り扱うこととしている。なお、上記の報告事項のみで他に審議事項等がない場合には、審議会の招集はせずに、書面での報告のみ行うこととする。これにより、森林地域の縮小案件は審議事項としてではなく、報告事項としております。

今回の変更案にもございますが、他の案件と同様に説明はさせていただきます。

以上、簡単ですが制度について説明させていただきました。

続きまして、今回の計画図の変更案件の説明に入らせていただきます。

審議資料である、秋田県土地利用基本計画の変更について、をご覧ください。この資料につきましては、今後、国土交通大臣への意見聴取に向けた基本資料となっておりまして、変更案件の概要や現況写真等が載っている参考資料①を参考にしながら、説明します。

はじめに審議資料のページをめくっていただいて、ヨコ印刷となっている変更案の1ページ目を御覧ください。

変更前と変更後の各地域の面積となっております。中央の変更する面積が、今回の変更案件に係る面積です。なお、県土面積は国土地理院公表の数値を用いております。

ページをめくっていただいて、2、3ページには、これから説明させていただきます案件の概要を記載しております。

農業地域の変更が1件、森林地域の変更が2件の合計3件となっております。

6ページから、図面が続いてますが、国土交通省のシステム（LUCKYシステム）で作成した土地利用基本計画図となっております。

事務局  
(佐々木主事)

4ページにあるとおり、図上の線が紫、マゼンタであれば拡大案件、  
黄色であれば縮小案件となっております。

制度上作成することになっている5万分の1の縮尺の区域図・位置  
図に加えて、見やすいように、1万分の1の縮尺の区域図も掲載して  
おりますので、こちらの1万分の1の地図と見比べながら後ほど説明  
させていただきます。

続いて、参考資料①をご覧ください。めくっていただくと、1ペー  
ジに県内におけるおおまかな位置関係が分かるように変更位置概要図  
を載せております。

2ページからは現地確認時の現況写真と、周辺状況が分かるように  
航空写真を載せております。

それでは、個別案件について説明させていただきます。審議資料及  
び参考資料①をご覧ください。先ほど申し上げたとおり、案件は全部  
で3件となっております。

始めに整理番号1番です。審議資料の6ページから8ページ、参考  
資料①は2ページから3ページをご覧ください。整理番号1番大仙農  
業地域、縮小の4.8haとなっております。大仙市南外のJR神宮  
寺駅から南西7kmに位置する区域となっておりまして、地目現況は  
原野等。変更を必要とする理由としては、旧南外村において広域農業  
開発事業により整備し、公共牧野として地域の畜産農家に貸し付けし  
てきたものであるが、需要減少により放牧利用することが困難である  
ことを踏まえ、令和2年度に市の牧野としては廃止されており、今後  
植林事業を活用して草地開発以前の山林に原状復帰するためとなっ  
ております。農振法における農用地区域からは令和6年3月25日に除  
外済みであります。変更後は、令和7年度以降森林法による雄物川地  
域森林計画に編入予定でございます。

続いて整理番号2番です。審議資料は9ページから11ページ、参考  
資料①は4ページから5ページをご覧ください。整理番号2番北秋  
田森林地域、拡大の3.0haとなっております。北秋田市森吉の阿  
仁前田温泉前駅の東17kmに位置する区域となっております。地目  
現況は原野等。変更を必要とする理由としては、今後森林整備を行い、  
森林の諸機能の維持増進を図る必要があるためとなっております。変  
更後の土地利用基本計画上の地域指定は農業地域。個別法上では、農  
業振興地域となっております。また、令和7年度以降森林法による米

事務局 (佐々木主事)	代川地域森林計画へ編入予定でございます。  続いて整理番号3番です。審議資料は12ページから14ページ、参考資料①は6ページから7ページをご覧ください。整理番号3番由利本荘森林地域、縮小の3.0haとなっております。鳥海ダムに位置する区域でございまして、地目現況は森林。変更を必要とする理由としては、水源かん養保安林であるが、鳥海ダムの建設工事に伴い、保安林の指定を解除するためとなっております。令和6年度末に森林法による子吉川地域森林計画から除外予定となっております。  計画図の変更案件についての説明は以上のとおりでございます。
	最後に意見聴取の状況等についてご報告させていただきます。審議資料の最後になります16ページと参考資料①の最後の8ページをご覧ください。これまでの意見聴取等の結果や変更スケジュールについて記載しております。
議長 (日野会長)	変更案件については、これまで府内の調整期間である秋田県土地利用調整委員会、そして関係各市町村長へ意見聴取を行うことにより素案を決定し、国土交通省へ事前調整を行い、1月9日に意見なしとして終了しております。  続いて、本日開催している国土利用計画審議会への諮問後に変更案を決定し、その後、変更案により国土交通大臣へ意見聴取を行います。  最後に国土交通大臣より回答を得た後に計画の変更を決定し、公表することになります。  議事の計画図の変更に係る説明は以上です。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長 (日野会長)	はい、ありがとうございました。  それではただいまの案件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いします。また、ご発言いただく前にはお名前を仰っていただきますようお願いいたします。
議長 (日野会長)	私から1点確認させていただきたいんですけども、北秋田の話なんんですけども、これは今現在農業地域になっているという理解で良いですか。大仙の方だと農振から除外しているという話があったんですけども、ここは農地と重複したままなんですか。こちらは除外は特にするつもりはないということでおろしいですか。

農林政策課 (藤田副主幹)	農林政策課の藤田と申します。 北秋田につきましては、農業地域からの除外はせずに、農業区域からの変更はせずに、森林整備事業を行うということですけども、重複については可能となっておりますので、農業地域の変更は今回はないということになります。
議長 (日野会長)	除外はしないということは、重複のままいくのは何か理由があるんですか。
農林政策課 (藤田副主幹)	農業地域の重複については可能となっておりますので、今回は特段の農振除外の議論にはなっていなかったというところであります。
議長 (日野会長)	はい、ありがとうございます。他に何かご質問ございますでしょうか。
青木委員	今までますます疑問に思ったんですが、この地域は森吉山ダムの建設に伴って集落移転して、住民が延長 15 km くらいかけて誰も居なくて、今後とも農業をやる予定は全くないと理解しているんですが、それをあえて農業地域として残す積極的な理由はあるのでしょうか。
農林政策課 (藤田副主幹)	農林政策課の藤田です。 農業地域の中で農用地区域に設定されているわけですけども、こちらの農用地区域につきましては、各市町村の整備計画で指定されているものとなってまして、市町村の方で整備計画の変更が行われないことにに対して、県の方から特段変えなさいというお話はできないことになっております。市町村で整備計画の変更を行うとなった場合には、農用地区域の除外について、県の同意を得て行うということになるんですが、この点については、北秋田市から整備計画の変更について、そのような申出がなかったという状況でございます。
加藤委員	農業会議の加藤と申します。 農業の分野では、農業委員会もそうですけども、農地パトロールをしたときに、現況主義っていうのがあるんですよ。農地になっていても、そこが森林と一体という場合には、森林あるいは林野という考え

加藤委員

方をするという、そういう風にして現況主義っていうのがあるので、この北秋田の場合は多分その、現況が森林であることから、変更をしないで、現況を森林のままに活かしたんではないかなと私はそういう風に解釈しましたけれども。

農林政策課

(藤田副主幹)

市町村で作成する整備計画の中で農用地区域に編入する、農用地区域とする土地については、現況が農地であるものほかに、市町村の方の判断で現況が山林だったり原野であっても、今後農業の用途として使う見込のある地域については、市町村の判断で農用地区域に編入することとなっておりますので、現況は農地ではないからといって県から計画から積極的に除外しなさいとはできないこととなっております。ですので、いずれ市町村の方でそのような判断で区域に編入していることについては、まずは市町村の考え方で編入されている、区域に含めているものでありますので、そこについては県としてはこうしなさいとはいえない状況ですので、まず市町村の方で変更しないという限りはそういう状況になります。

青木委員

理由は分かるんですが、将来的にも農業が事実上不可能なところについては、県として市町村を指導するという手もあるんじゃないでしょうか。あまりにも現況と違いすぎる、実態が乖離しているところを市町村が手続きがめんどくさいからやらないというだけにしか聞こえないんですよ。そういうのは今回、今後県の場合は農業地域特に中山間地域については、農振でない農業地域相当あるような気がするんで、そこをどうするか、中長期的な課題として検討すべきではないかと思うんですが、この場の審議ではないですが。10年後の長期計画のなかでそこは少し政策的な立案はした方が良いような気がします。単なる意見です。

議長

(日野会長)

よろしいですか。

農林政策課

(藤田副主幹)

今回農振法の改正が行われまして、4月1日以降に施行されていくものになるんですが、長期的な視点で現況農業地域を確保していくなければならぬ状況になってまして、そんななかで年々農業地域が減

農林政策課  
(藤田副主幹)

っていくという状況を見直しながら、農用地をしっかりと確保していくというそういう動きになっておりまして、今後市町村の方で大規模な開発行為だったり、そういう農用地区域から農地を除外していく場合には、緩和措置として農地が減らないような施策を行っていきたいと、そういった流れになってきてますので、現状農地としてあるものを減らす場合にはそれに代わるものとして新たに農地の開発だったり、そういったことを緩和措置として行わなければならないと示されておりますので、農地として使えるものを残しておくというのも1つの考え方であるかなと思っておりますので、現況が農地じゃないのですぐ除外しなければならないということにはならないということになっております。

議長  
(日野会長)

今のをお聞きして思うところがあつたんですが、ここでの審議内容ではないかなと思ったんですが、農地を確保するというのは大事な事な気がするんですけど、結局こういうかたちであまり見込のないようなところを結局農地として残してしまって、結局実態と乖離してしまって、言い方は悪いかも知れませんけど見かけの農地みたいなものですね、確保されているというのは逆にかえって良くないんじやないかなという気は、今のお話を聞いてて個人的に思いました。

あともう1点すみません、審議会でこういう意見がありましたということを、それで変えなさいという話には難しいんだと思うんですけども、北秋田市さんの方にお伝えしていただくとかそういうことは可能ですか。

農林政策課  
(藤田副主幹)

今後農地を確保するという観点で、国の方で、農振の改正を受けて基本指針を作成することになってまして、国の基本指針が策定された後に、県の方で基本方針を現行のものから新たなものに変更するという手続きになっております。その際に各市町村には意見照会等行うことになりますので、その中でお伝えすることは可能になっております。

議長  
(日野会長)

機会をみてそういう話を伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

他に何かご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

青木委員	審議事項じゃないんですけども、鳥海ダムの関連で、保安林解除して白地地域にしましたというのが審議案件でした。審議資料の13ページの地図を見ると、鳥海ダムの湖底の部分がまだ農業地域に指定されている、百宅の。ここを今の話だと将来的にどうなるんですか。 400haほど湛水面積があるはずなんですが。
農林政策課 (藤田副主幹)	農用地区域としましては、まずは由利本荘市の整備計画の変更案があって、ということになると思います。
青木委員	県としてどうお考えですか。
農林政策課 (藤田副主幹)	いずれ公共事業で既に農地じゃなくなる土地については、市の方で整備計画を変更する際にまとめて除外することになりますので、整備が終わってまだ農用地区域が含まれている場合には、整備計画から除外してくださいという風に働きかけをするということになります。
建設政策課 (木内チーフリーダー)	補足ですけども、鳥海ダムの敷地については現在堤体の部分が工事の方進んでおるわけですけども、用地の取得が今の段階で約9割という形で聞いております。100%取得が完了していないこともありますし、土地収用法の手続きとかそちらの方待っている部分がございまして、終わりましたらそちらのほう、市の方で進めていくことになろうかと思われます。
青木委員	そうすると東成瀬のダムも同じ問題かなと。こっちは買収終わったので将来的に、次の県の計画の農業地域の縮小に、鳥海ダムと成瀬ダムの数値が動くのではないか。そこが反映されてなかったのではないかと、前回特別委員会で。審議案件じゃないので、そこを考慮したうえで次の計画を作らないと、数字的にも上がる。高速道路なんかでは、道路面積を減らすっていう案件が入っていたのに、ダムの農業地域が全く欠落しているような。
建設政策課 (木内チーフリーダー)	県の計画の改定につきましてはその辺を再度改めて確認したうえで、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 (日野会長)	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>他に何かご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>もし他にご質問、ご意見ないようでしたら、今回の諮問に対する結論をまとめたいと思いますが、今まで意見を色々いただきましたけども、基本的に議事の1の原案につきましては、異議のないということで、答申することによろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>今回少し関係ないですけども、県計画案の確認ですとか、市町村の方に意見をお伝えいただくということは可能な限りご対応いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>それでは議事の1の原案に異議のないということで答申することに決定します。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議事を終了します。委員の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。</p>
	<p>それでは進行を事務局にお返しします。</p>
司会 (木内チームリーダー)	<p>はい、ご審議大変どうもありがとうございました。</p> <p>冒頭で説明いたしましたテーブルの上に置いておりました資料の、第六次秋田県国土利用計画の策定について、事務局の方からご説明差し上げたいと思います。</p>
事務局 (佐々木主事)	<p>第六次秋田県国土利用計画の策定についてと記載されている資料をご覧ください。</p> <p>先ほども申し上げましたが、現在第六次秋田県国土利用計画の策定作業に着手しております。右下の策定のスケジュールをご覧ください。令和6年12月の国土利用計画審議会特別委員会を終えて、府内の担当課あてに校正依頼をお願いしたところでした。校正の結果を取りまとめて素案を修正し、早ければ来月頃に国土利用計画審議会委員の皆</p>

事務局 (佐々木主事)	様あてに書面で素案について意見を伺いたいと考えておりますので、そのときはどうかご協力よろしくお願ひします。事務局からは以上です。
司会 (木内チーフリーダー)	ただいま説明差し上げましたけども、皆様方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	特にないようですが、この後資料を皆様方に送付させていただきますけども、何かありましたら事務局の方にご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
	それでは以上をもちまして、令和6年度秋田県国土利用計画審議会を閉会します。
	本日はどうもありがとうございました。